

岩手県告示第728号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項において準用する同条第6項の規定により、三陸北沿岸海岸保全基本計画及び三陸南沿岸海岸保全基本計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、沿岸広域振興局の土木部及び土木部土木センター並びに県北広域振興局土木部並びに沿岸各市役所及び町村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也